

津島市民病院経営改革暫定指針〔令和3年度〕

「新公立病院改革ガイドラインの改定の延期」及び「津島市民病院新改革プランの計画期間終了（令和2年度）」を受けて、新たな改革プラン策定までの期間における津島市民病院の運営の指針とします。

■ 基本方針

「地域に必要な、なくてはならない病院」としてその役割を果たすとともに、医療の質の向上・経営改革を一層推進し、安定的かつ継続的な病院運営を行う。

■ 視点

- 1 果たすべき役割の推進
- 2 医療の質の向上
- 3 経営の安定化

■ 視点ごとの主な取組事項

1 果たすべき役割の推進

(1) 急性期医療への対応

DPC/PDPS 対象病院としての標準的な医療の提供、二次救急病院としての適切な医療の提供を行う。

(2) ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の推進

人生の最終段階において、患者さんの意思を尊重した医療やケアを提供するために、「適切な情報の提供・説明」、「医療・介護従事者で構成するチームによる対応」、「患者さんとの十分な話し合い」を行う。

(3) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症等の「感染力の高い感染症」の流行時に、必要に応じた柔軟な対応を行い、医療提供体制を再構築する。

2 医療の質の向上

(1) 医療従事者の確保・育成

必要な医師・看護師・医療技術員を確保するとともに、能力の向上、意識の啓発など、人材育成に努める。

(2) 施設の維持・改良

経年劣化が見受けられる施設の現状を踏まえ、緊急性の高い修繕を優先しつつ、不具合が生じる前に計画的な更新を行う。

(3) 医療機器の充実

使用中の医療機器の故障等への対応を優先しつつ、急性期病院として必要な医療機器の更新・導入を図る。

(4) 患者サービスの推進

職員一人ひとりが患者さんの視点に立ち、患者さんやご家族が望むことは何かを常に考え、改善の意識をもって積極的かつ継続的にサービス向上に努める。

(5) 事務職員の充実

医療に関する知識を持ち合わせた、良質な医療の提供・円滑な病院運営のためのマネジメントを行うことができる事務職員の育成に努める。

3 経営の安定化

(1) 収入の確保

診るべき患者さんを受け入れ、適切な医療を提供し、病床の有効活用を行うとともに、診療報酬を漏れなく算定し、医業収益の向上に努める。

(2) 経費の節減

必要な投資は行いつつ、無駄を省くことや工夫をすることにより、経費の抑制に努める。

(3) 職員意識の改善

職員一人ひとりが改善を常に意識して、現状の把握、情報の収集、知識の習得に努めるとともに、目標達成に向けての工夫・迅速な対応を行うなど、自覚と責任をもって業務に取り組む。

■ その他

- 実行計画の策定・進捗管理は、次期プラン策定時に行う。
- 津島市民病院経営改革評価委員会の設置を継続する。